

パラテコンドー強化指定、育成指定選手選考基準

平成 30 年 12 月 8 日
パラテコンドー委員会

強化指定選手と育成指定選手は、以下の基準を基に選考し、決定する。

1. 対象

下記基準①～⑤すべてを満たす者を強化指定選考対象者とし、①～④、⑥～⑨のすべてを満たす者を育成指定選考対象者とする。

- ①本協会に登録する日本国籍の者。
- ②日本代表としての自覚があり、適切な社会性（言動・態度など）を備えている者。
- ③本協会の要請に基づき、強化の方針・指示（合宿や国際大会の参加）に従う事を承諾した者。
- ④倫理規程、アンチ・ドーピング規程を含む当協会が定める規程を遵守する者。
- ⑤国際大会参加資格のある年齢に達する者（16 歳以上）
- ⑥13 歳以上 40 歳以下
- ⑦会員登録後 10 年以内（パラ選手として）
- ⑧国内大会初参加後 10 年以内（パラ選手として）
- ⑨育成指定は、4 年度を超えて対象となることはできない

2. 選考基準

当委員会は、各指定選考対象者のうち、本協会および WT 競技規則に則って開催された、過去の大会の成績に基づき、下記基準すべてを満たす者を強化指定選手として選考し、①と②を満たす者を育成指定選手として選考し、選考委員会に提案する。

- ①国際大会への参加を強く希望し、今後メダル獲得又は入賞の見込みがある者
- ②協会の要請に基づき、合宿や普及イベント等主催行事などに原則参加できる者
- ③強化指定選考ポイントの採点において 10 点以上を獲得している者

※採点方法については【3. 採点方法】を参照

3. 強化指定選考ポイントの採点方法

上記2. 選考基準③に定める強化指定選考ポイントは、以下の採点方法に則って数値化し、選考をする際の基準とする。また数値化にあたっては、過去1年間の活動を評価の対象内とする。

①WT 指定の国際大会（G のついているオープン大会を含む）への参加

参加：1点、勝利：1点、入賞：1位6点、2位4点、3位2点

※ただしトーナメント参加者数が少数である場合（6名以下）、入賞ポイントは1位3点、2位2点、3位1点とする

※勝利は1勝するごとにポイントを加算していく

②本協会主催の選考会への参加

勝利：1点、入賞：1位6点、2位4点、3位2点

※ただしトーナメント参加者数が少数である場合（6名以下）、入賞ポイントは1位3点、2位2点、3位1点とする

※勝利は1勝するごとにポイントを加算していく

③面接の実施 面談を行うがポイントは加算されない

4. 指定期間・選考実施日

各指定選手の指定期間は、原則、毎年4月1日から3月31日までの期間とする。ただし、指定期間の途中で、新規に各指定選手としてふさわしい人材が現れる場合も考慮するため、国内選考試合として年1回の対象試合を定め実施する。

ただし、強化事業として参加する国際大会に影響を及ぼす場合には、その国際大会も選考対象試合とし、強化事業として国際大会に参加した選手は国内選考試合への出場が免除される。なお、国際大会が選考対象試合となる場合には、決定後すみやかに関係各所に通達される。

選考会議実施日は次のとおりとする。

①上期（当年 4月1日から9月30日まで）の強化指定、育成指定選手の選考 当年 3月1日

②下期（当年10月1日から翌年3月31日まで）の強化指定、育成指定選手の選考 当年 9月1日

5. 指定解除

各指定選手に決定した選手であっても日本代表として問題と思われる行為があった場合、本協会では以下の4項目を基準とし、当該選手の各指定を撤回することができる。

①国際スポーツクラスが資格なし（NE）と判定されたもの

②怪我や故障などで年度内の選手活動の続行が困難と見なされるもの

③各指定を辞退したもの

④AJTA 行動規範の遵守ができないもの

6. その他

- ①本協会が主催する合宿、大会への派遣等についてはその都度個別に参加の有無を確認する。
- ②選考結果に対する異議申し立ては、当協会不服申立規程に基づき、公益社団法人日本スポーツ仲裁機構にスポーツ仲裁を申し立てることができる。

附則 本基準は平成 29 年 3 月 25 日より制定する。

附則〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日付けの定例理事会において承認された2項③、3項①、②、③、5項①、③の改正は、同日から施行する。

附則〔平成30年12月8日改正〕

平成30年12月8日付けの臨時理事会において承認された3項①、②、③、4項の改正は、同日から施行する。

以上